

～給付奨学生採用候補者に係る自宅外月額支給早期化による 証明書類等の提出について～

日本学生支援機構の給付奨学金においては、自宅外通学と自宅通学で給付額が異なります。自宅外通学とは生計維持者と別居し、かつ居住にかかる家賃を学生又は生計維持者が負担していることをいいますが、自宅外通学の適用を受けるには、日本学生支援機構に必要な書類を提出し、審査を受ける必要があります。通常は、進学後に必要書類を提出し、上記審査を受けることとなりますが、給付奨学生採用候補者が進学届提出前の指定の期間内に、自宅外通学に関する証明書類を含めた必要な書類を提出した場合には、日本学生支援機構にて自宅外通学に係る審査を前倒して実施し、進学届提出後の初回振込月より自宅外月額によって交付を受けることができますので、希望される場合には、以下の手続きに従い、関係書類を提出ください。

なお、**早期支給手続きをできない場合でも、進学届提出後速やかに自宅外通学に関する必要書類を提出することにより、遡及して自宅外月額分を振込されます。(遡及する月に関しては、支給開始月)**

【手続きの対象者】

2026年度大学等予約採用における給付奨学生採用候補者のうち、自宅外通学の要件(※1)を満たしたうえで、下記提出期限(※2)までに自宅外通学における証明書類等(入寮の事実がわかるもの、賃貸契約書等の写し等)を不備なく提出できる者。ただし、令和8年度大学等奨学生採用候補者候補者決定通知において、給付奨学金の選考結果欄に「(多子世帯) 授業料等減免のみ」の記載がある場合には、本手続きの対象外となります。

※1 自宅外通学の要件等については、様式35に添付している「対象区分・必要証明書類確認チャート」を参照ください。

記載いただいている自宅外通学の要件については、確認をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

※2 期間内に提出できない場合については、進学届の提出後に証明書類等の提出を受け付けることとなるため、日本学生支援機構の審査が完了するまでは自宅支給月額による交付となります。

また、提出頂いた書類に不備があった場合や本学からの照会に対して回答がなかった場合には、本取扱いができない場合がありますので、ご留意ください。

【提出物】

下記の書類を提出ください。

(1) 給付奨学生採用候補者の自宅外通学早期申込書

(2) 給付様式 35 『自宅外通学申請届(通学形態変更届)』

京都大学ホームページの NEWS「2026 年度に進学する日本学生支援機構給付奨学生採用候補者の自宅外月額支給早期化について」より、各自で印刷のうえ、必要事項を記載してください。(※プリンター等をお持ちでない場合は窓口でも用意しています。)

(3) 2026年4月時点で生計維持者と別居しており、かつ本人の居住に伴う家賃が発生していることを示す証明書類(賃貸借契約書はコピーをご提出ください)。

詳細は各自、様式 35 の「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認してください。

※不備や手続き途中の証明書類(主に賃貸借契約書)については、手続きができません。

※証明書類は契約期間が有効であることが必要です。

【提出期限】

2026年3月10日(火)～3月18日(水)(郵送の場合は必着・期限厳守)

【注意事項】

- ・京都大学への進学が確定した場合のみ、本取扱いによる書類提出を受け付けます。**進学先未決定の場合は、進学届提出後に手続きしてください。**
- ・書類に不備等があった場合には、早期支給できない場合がありますので、ご注意ください。
- ・提出期限までに書類が準備できない場合については、進学届提出後に必要書類を提出してください。
- ・初回交付月は、進学届提出時期によって異なりますのでご注意ください。
※進学届提出時期による初回交付月については、3月中下旬に京都大学HPへ掲載予定です。
- ・申請書類提出後に各種変更等(通学形態変更、氏名変更、住所変更等)があった場合は、至急下記問い合わせ先までお知らせください。

【提出場所】

〒606-8501 京都市左京区吉田本町
学務部学生課奨学掛 (総合研究10号館1F)
窓口開室時間は、平日 9時-17時
※郵送の場合はレターパック等追跡可能な方法で書類送付先まで送付ください。
※土日祝日は閉室

■書類送付先・問い合わせ先

〒606-8501 京都市左京区吉田本町
学務部学生課奨学掛
(吉田本部構内 総合研究10号館1階)
Tel: 075-753-2535
Mail: 840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

